

農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

令和3年農業用免税軽油に係る申請のお知らせ

県では、毎年1月に農業用の軽油引取税免税証を一括交付しており、今年度は下記の日程で申請を受け付けます。期日に申請することができない場合は、栃木県税事務所にお問い合わせください。

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、マスクの着用及び検温にご協力をお願いします。

また、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせてください。

受付日	受付時間と対象地域		会場
	午前の部 (午前9時～11時30分)	午後の部 (午後1時～3時30分)	
1月26日(火)	石橋全地区	石橋全地区	市役所 304会議室
1月27日(水)	南河内地区※1	南河内地区※2	
1月28日(木)	国分寺全地区	国分寺全地区	
2月8日(月)	共同・受委託	共同・受委託	下都賀庁舎第2福利厚生棟

※1 下原、西区、薬師寺一丁目～六丁目、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、祇園町

※2 本吉田北、本吉田南、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山、西坪山、祇園、緑

■必要なもの

- ・免税軽油使用者証
- ・印鑑
- ・免税軽油の引き取りに係る報告書(新規申請以外の方)
- ※納品書または領収書(写しでも可)と未使用の免税証の原本を添付。
- ・使用者証更新手数料420円(新規申請及び使用者証更新の場合)
- ※おつりがないようにご準備ください。
- ・耕作証明書(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
- ※使用者証更新のみの場合は不要。

■注意事項

- ・新規申請の方は、免税証の交付が後日となります。
- ・今回の一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度が3月31日(水)までの経過装置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となり、交付数量が増となる方の増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。
- ・新規申請及び免税機械の追加や入れ替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書、納品書、領収書等)をお持ちになるか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」を控えてきてください。
- ・国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

■問い合わせ先 栃木県税事務所 ☎0282(23)6882

農地パトロールを実施しました

農地の利用状況を把握するため、9月2日から7日にわたり、農政課や農業公社と連携し、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局が農地パトロールを行いました。

パトロール結果から、遊休農地等の対象になった農地の所有者等に改善の依頼を通知するとともに、今後農地をどのように管理していくのか、利用意向調査を行います。この調査にご協力いただけなかった対象者には、農業委員会から農地中間管理機構と協議するようお願いすることがあります。

